

トピックス

- [趙雪巍弁護士の執筆した「独占禁止法」規制に関する文章、日中経協ジャーナルに掲載](#)
- [欧州一般裁判所、キャノンの東芝子会社買収を巡る EU 制裁金の決定を判決](#)

法令速報

- [国務院中小企業発展促進業務指導チーム弁公室、「中小零細企業の困難解決・緩和サポートの強化に関する若干の措置」を公布](#)
- [国家薬品监督管理局総合同、「薬品管理法実施条例\(改定草案意見募集稿\)」をめぐる意見を募集](#)
- [全国情報安全標準化技術委員会、「情報安全技術 インターネットプラットフォームおよび製品サービスプライバシー協議書要求」\(意見募集稿\)をめぐる意見を募集](#)
- [独占禁止法改定草案、会議における審議が間もなく開始](#)

弁護士コラム

- [大手自動車企業の広告権利侵害案件から見た広告法リスク対策について](#)

趙雪巍弁護士の執筆した「独占禁止法」規制に関する文章、日中経協ジャーナルに掲載

中国の「独占禁止法」が公布されて以来、中国当局による一連の法執行活動は世界的な関心を集めています。また、同法は現在、更なる改正を予定しているという報道もあり、グローバルにビジネスを展開する日系企業や多国籍企業も、中国の「独占禁止法」の関連リスクをますます重視するようになってきています。

これらの動向を背景とし、日中経協ジャーナルのご依頼を受け、弊事務所の趙雪巍弁護士は「中国ビジネス Q&A: 中国における「独占禁止法」規制の最新動向および企業側の対応について」というテーマの文章を執筆し、近年の中国における「独占禁止法」の執行や立法などの最新の動向に対する詳細な分析を行った上で、

日系企業として必要となる対応策をめぐる提案を行いました。同文章は日中経協ジャーナルの 2022 年 3 月号 (No.338) に掲載されています。

趙雪巍弁護士は目下、中日友好協会の理事と日本貿易振興機構の法律顧問を兼任しています。

欧州一般裁判所、キャンノンの東芝子会社買収を巡る EU 制裁金の決定を判決

キャンノン株式会社(以下、「キャンノン」という。)の東芝メディカルシステムズ株式会社(以下、「対象会社」という。)を対象とする買収案件につき、2019 年 6 月に欧州委員会は、キャンノンが欧州委員会の承認を得る前に、特別目的会社を通じて対象会社を買収したことが欧州連合の企業結合届出ルールに抵触したと指摘し、2800 万ユーロの制裁金を科していました。キャンノンは、当該処罰決定を不服とし、欧州一般裁判所に訴訟を提起しましたが、2022 年 5 月 18 日に欧州一般裁判所 (General Court) は、キャンノンの請求を却下する旨の判決を下しました。

EU の企業結合届出ルールによりますと、合併や買収などの取引が一定の規模等の要件を満たしている場合、取引の成立前には、関連事業者が届出義務を果たさなければならず、当局の審査が完了するまでの間は、取引の実施行為が禁止されています(すなわち、待機義務)。届出義務および待機義務に違反し、当局の審査が完了する前に取引を実施した場合には、ガンジャンピングに該当し、最大で売上高の 10% に相当する制裁金が科され得ます。

本件におきまして、問題となっていたのは、「ウェアハウジング」と呼ばれる取引の手法です。同手法は、簡単に言いますと、取引を複数の段階に分けて実施し、まずは特別目的会社を通じて対象会社を買収し、次に当局への届出及び審査が完了してから初めて、実際の買主が対象会社を買収するというものです。欧州委員会と欧州一般裁判所の見解によりますと、同取引手法が欧州連合の企業結合届出ルールに抵触していたことが明らかになりました。

実際のところ、当該取引手法は、欧州だけではなく、日本、中国および米国の当局にも違法と認定されています。そのうち、日本においては、当局が制裁金を科せず、当事者に対して注意や申入れのみを行いました(2016 年 6 月)。一方、中国においては、制裁金(30 万人民币)が科せられました(2016 年 12 月)。米国においても、司法上の取引をめぐる合意の下で、500 万米ドルが支払われました(2019 年 6 月)。

上記の各国における当局の判断から見ますと、ウェアハウジングのような一つの取引を複数の段階に分けて実施する手法につきましては、独禁法への違反行為として認定されるリスクが大きいと思われます。

また、留意に値するのは、各国の当局の科した制裁金につき、中国での金額は欧米のそれよりもはるかに低いという点です。これは主に、現行の中国における独占禁止法上の規定(すなわち制裁金の上限は人民元 50 万元とするという旨の規定)によるものです。しかし、中国の最新の独占禁止法改正案においては、当該制裁金の上限が現行の人民元 50 万元から、事業者の前年度の売上高の 10% に引き上げられました。今後は、中国当局の規制の強化に伴い、ガンジャンピングへの制裁金が大幅に増加すると想定できます。

したがって、企業にとっては、買収や合併会社の設立などの取引を実施するに際しては、事前にその企業

結合届出(すなわち、中国での「事業者集中申告」)の要否を確実に判断し、関連法令に従って届出を行った上で、初めて取引を進めるという取扱方法こそが、関連法定的リスクの最小化に資するものであるものと思われます。

国务院中小企業発展促進業務指導チーム弁公室、「中小零細企業の困難解決・緩和サポートの強化に関する若干の措置」を公布

2022年5月9日に、国务院中小企業発展促進業務指導チーム弁公室は「中小零細企業の困難解決・緩和サポートの強化に関する若干の措置」を公布し、中小企業の支持に向けた具体的な政策を明確にした。例えば、資金サポート強化の面においては、生産経営に一時的な困難が発生している中小零細企業と自営業者に対し、不動産賃料、水道代・電気代、担保費用、防疫関連支出、ローン金利、社会保険料補助金などの面において、特別資金サポートが提供される旨が明確にされている。「措置」においてはさらに、中小零細企業に対する融資サポート強度の引上げ、中小企業資金の滞納防止・解消に向けた特別行動の展開などが要求されている。

(出典:

https://wap.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2022/art_a22156b08b43454a8752547da0696835.html)

国家薬品监督管理局総合司、「薬品管理法实施条例(改定草案意見募集稿)」をめぐる意見を募集

2022年5月9日に、国家薬品监督管理局総合司は、「薬品管理法实施条例(改定草案意見募集稿)」(以下「意見募集稿」)をめぐる意見を公に募集した。「意見募集稿」は全10章の合わせて181条から構成されており、各章はそれぞれ総則、薬品の研究開発・登録、薬品上市許可保有者、薬品の生産、薬品の経営、医療機構の薬事管理、薬品供給保障、監督管理、法的責任および附則に分かれている。

「意見募集稿」は現行の「薬品管理法实施条例」を基礎とし、専門章の形式をもって薬品上市許可保有者と薬品供給保障の関連規定が追加されており、その他の章と節においても改定と完全化が行われている。そのうち、小児用薬品および希少疾患薬品の研究・開発・革新、ならびにジェネリック医薬品の発展の奨励を目的とし、初の市販が承認された小児用薬品(新品種・剤型・規格、児童の適応症または用法・用量を増加させる薬品)、希少疾患の新薬、および(パテント・チャレンジによってMAHを取得した)化学ジェネリック医薬品に対しては、それぞれ一定期間の独占販売権等が与えられている。

(出典:<https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/zhqyj/zhqyjyp/20220509220456183.html>)

全国情報安全標準化技術委員会、「情報安全技術 インターネットプラットフォームおよび製品サービスプライバシー協議書要求」(意見募集稿)をめぐる意見を募集

2022年5月26日に、全国情報安全標準化技術委員会は「情報安全技術 インターネットプラットフォームおよび製品サービスプライバシー協議書要求」(意見募集稿)(以下「意見募集稿」)を公布し、社会からの意見を募集した。

「意見募集稿」の目的は、組織、監管部門、第三者査定機構などが評価業務を展開するに当たっての当局からの指導と根拠の提供にある。「意見募集稿」においては、先進性・開放性・適応性・簡潔明瞭性・中立性・一致性の原則に従って編成され、プライバシー協議書の編成手続、具体的な内容、公開形式、および修正規則が提供されており、プライバシー協議書の読み易さ・透明性、プライバシー協議書の取扱いをめぐる争議・紛争などの面における指導と提案が増加されている。

(出典:

https://www.tc260.org.cn/front/bzzqyjDetail.html?id=20220526191452&norm_id=20211108000015&recode_id=46980)

独占禁止法改定草案、会議における審議が間もなく開始

2022年5月30日の午前に開かれた十三回全国人民代表大会常務委員会第一百一十八次委員長会議においては、十三回全国人民代表大会常務委員会第三十五次会议(以下「会議」)における独占禁止法改定草案等の多くの法案の審議が提案された。会議は6月の21日から24日までの期間に北京で開かれる見通しであり、会議においては独占禁止法改定草案等が可決されるものと見られている。

(出典:http://www.news.cn/2022-05/30/c_1128697104.htm)

大手自動車企業の広告権利侵害案件から見た広告法リスク対策について

弁護士 金英蘭、倪雨桐

5月21日は中国でも二十四節気の一つに当たる小満でした。ある著名な自動車企業(以下A自動車企業)と有名芸能人のL氏が提携して出稿した一本の「今日は小満、人生は小満でいい」と題されたショートムービー広告は、精巧な画面と中国の要素を融合させ、「小満」の含意を巧みに解釈し、「月満つれば則ち虧く」という中国の哲理を詳述することで、ネット上で瞬く間にヒットし、各々の大型プラットフォーム上での合計「いいね」獲得数は一千万近くにも上りました。

しかし当日の晩に、300万を超えるティックトックフォロワー数を有するティックトック投稿者が動画を公開し、当該ショートムービー広告が同者のコピーライティングを盗作したものであったと主張しました。A自動車企業はたちまち盗作の騒ぎに巻き込まれることとなり、ネットユーザーからの口頭と書面での糾弾に遭うこととなり

ました。翌日の5月22日に、A自動車企業はウェイボーを通じて声明を公開し、謝罪の意を表してネット上全体における当該動画を削除し、広告会社と広告イメージキャラクターを担当していた有名芸能人のL氏も、これに伴って声明の公開と謝罪に追い込まれました。

各方面における反響が極めて良好であったショートムービー広告が、出稿からわずか24時間後にネット上全体における削除を迫られるというのは、広告主にとっては、極めて甚大な損失とつながるのは間違いありません。このような結果は、A自動車企業が苦心して広告の制作と出稿を委託して追求したものではなかったと我々はいずれも理解することができます。しかし、中国の「広告法」によりますと、広告主、広告出稿者、広告イメージキャラクター、および広告事業者が、いずれも広告活動に参画しているものの、広告主は広告活動を主導する一当事者として、往々にして主要な責任を負担することになります。

それでは、広告主となる企業側は、日常的な経営活動において、どのように事前にこれらのリスクを回避すればよいのでしょうか？以下の数点は、皆様のご参考に供させていただきます。

(1) 広告業者の慎重な選択

広告業者（一般的には広告会社）は広告内容の制作者として、リスクの源であり、広告主は広告会社を選択する際には、慎重に慎重を重ねなければなりません。一般的に述べますと、一定の経営規模を有し、その内部に完全なコンプライアンス体系と広告内容審査体系を有している会社を可能な限り選択して提携すべきです。広告会社の背景に対する調査を行う際には、当該会社における広告違法関連の行政処罰記録と民事紛争記録の存否の検査が、一つの有効な糸口となります。

(2) 契約書における権利瑕疵担保条項の設定

信用が良好な広告会社の選択のほか、契約の条項を通じた権利侵害リスクの防止も、重要なリスク回避の方法です。しかし、仮に当該条項の内容が過度にあいまいであった場合には、実際に紛争が発生した際に、責任追及の過程に支障が生じるおそれがあります。このため、広告会社と契約を締結する際には、広告会社の提供するサービス（広告の完成品を含む。）の適法性、および広告会社が第三者の権利を侵害していないことに対する声明と保証の遂行を広告会社に要求することができます。さらに、仮に広告の違法または権利侵害により広告主が紛争に巻き込まれる事態がもたらされた場合には、広告会社は広告主に対して責任を負い、または当該事態への対応をめぐって広告主に協力し、これにより広告主に損失の負担を免れさせなければならない、等の具体的な規定を設けるのが望ましいです。このほかにも、違約金関連条項を追加することで、広告会社への督促の役割を果たすことができます。

(3) 広告内容に対する審査

広告内容については、完全に広告会社に任せるのではなく、広告主も専門チームを率いて広告内容に対する審査を行うべきです。この場合、審査の重点は主に、以下の二点に集約されます。

a) 素材取得の合法性

ネットワークが発展し、素材の取得ルートが日に日に多様化していることから、企業（広告主）にとっては、素材取得の合法性の有無、および他者の著作権等の合法的な権益の侵害の有無の審査に

は、一定の難度が存在しています。この場合、素材の権利者の具体的な情報、および授權取得完了証明文書の提供を広告会社に要求しておくことができます。この種の取扱方法は、著作権侵害行為の発生を防止することができるとともに、著作権侵害の発生時においては、企業はこれをもって、自らが権利侵害行為の発生防止の面で合理的な注意義務を既に果たしていたことを証明し、これにより可能な限り違法責任を軽減することもできます。

b) 広告内容の合法性

広告内容の合法性とは主に、広告中における「広告法」および関連規定の内容への違反の有無をいいます。比較的によく見受けられる数種のコンプライアンスリスクには、「最良」・「最優秀」・「第一」などの絶対的用語の使用、地図または地理情報の欠落および国家の尊厳の侵害、「保健機能食品」・「特別医療目的用食品」・「薬品」・「医療器械（中国語：三品一械）」にかかわる広告の審査、「アンチウイルス」・「コロナウイルス予防」などの医療用語の使用などがあります。この種のコンプライアンスリスクの判断基準は比較的に柔軟であることから、異なる時期における法律の解釈のすう勢や、異なる地区における法執行機関による法執行傾向の相違に基づき、判断基準にも、いくらかの微妙な変化が発生します。このほか、「広告法」等の規定のほかにも、「清朗行動¹」の展開に伴い、各々の大型プラットフォーム（例えば微博や抖音など）もプラットフォーム公約を続々と公開して更新しており、広告コピーライティングに対する規制を行っています。基準の多様化により、企業が広告内容のコンプライアンスを自社で判断する難度は、絶え間なく向上しています。この場合、企業は専門チームによるコンプライアンス審査の実施への協力と、コンプライアンス違反リスクの軽減を選択することもできます。

盗作案件に話を戻しますと、誰もが予想だにしなかったのは、5月25日に、権利が侵害されたティックトック投稿者とA自動車企業は合意を達成し、同者が関連コピーライティングの使用をA自動車企業に無償で授權することになりましたが、一難去ってまた一難、ようやく人々がいずれも事件が「円満に」収束したと思っていたところに、さらに別のユーザーが、ソーシャルメディア上で文章を公開して当該広告の宣伝ポスターが不当な方法をもって同者の視覚中国社のプラットフォーム上で販売していた撮影作品を使用していた疑いがあったのではないかと疑義を投じたことです。この段階に至りますと、この広告により生じた権利侵害事件が一体どこに向かって行くのかというのは、もはや知る由もありません。しかし、断続的な広告関連の権利侵害がA自動車企業の企業イメージにもたらす悪影響は、既に計り知れなくなっています。企業による広告宣伝の実施は、宣伝の効果を重視するとともに、決して潜在的なリスクを疎かにしてはならず、相応のリスク管理を事前に遂行した後に、初めて宣伝を広範かつ良好に普及させることができます。

（終わり）

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見のある方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承下さい。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変

¹（注：中華人民共和国国家インターネット情報弁公室が手配および展開しているプロジェクト活動。プロジェクト活動を通じて多くのネットユーザーの合法的な権益を保護し、望ましい精神的な拠り所を共同で構築し、ウェブサイトプラットフォームの健全な発展と安定的な展望を促進している。）

更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>